

飲食料品及び油脂の格付の表示の様式及び表示の方法の一部を改正する件 新旧対照表

○飲食料品及び油脂の格付の表示の様式及び表示の方法（昭和54年8月18日農林水産省告示第1182号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前																		
<p>2 格付の表示の様式 格付の表示の様式については、表1の左欄に掲げる飲食料品及び油脂ごとに、同表の右欄のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">表1－飲食料品及び油脂ごとの格付の表示の様式</p> <table border="1" data-bbox="118 485 1070 655"><tbody><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>C.1～C.12 (略)</td><td>附属書C</td></tr><tr><td>C.13 プロバイオポニックス技術による養液栽培の農産物</td><td></td></tr><tr><td>C.14 <u>みそ</u></td><td></td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></tbody></table>	(略)	(略)	C.1～C.12 (略)	附属書C	C.13 プロバイオポニックス技術による養液栽培の農産物		C.14 <u>みそ</u>		(略)	(略)	<p>2 格付の表示の様式 格付の表示の様式については、表1の左欄に掲げる飲食料品及び油脂ごとに、同表の右欄のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">表1－飲食料品及び油脂ごとの格付の表示の様式</p> <table border="1" data-bbox="1144 485 2096 655"><tbody><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>C.1～C.12 (略)</td><td>附属書C</td></tr><tr><td>C.13 プロバイオポニックス技術による養液栽培の農産物 (新設)</td><td></td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></tbody></table>	(略)	(略)	C.1～C.12 (略)	附属書C	C.13 プロバイオポニックス技術による養液栽培の農産物 (新設)		(略)	(略)
(略)	(略)																		
C.1～C.12 (略)	附属書C																		
C.13 プロバイオポニックス技術による養液栽培の農産物																			
C.14 <u>みそ</u>																			
(略)	(略)																		
(略)	(略)																		
C.1～C.12 (略)	附属書C																		
C.13 プロバイオポニックス技術による養液栽培の農産物 (新設)																			
(略)	(略)																		